

仕様書（案）

- 1 件名
大田区立区民センター及び文化センター体育室空調機器賃貸借
- 2 設置対象施設及び賃貸借機器・台数等
別紙1「設置施設・機器一覧」のとおり
- 3 施工仕様
別紙2「施工仕様書」のとおり
- 4 設置計画場所
別紙3「設置図等」のとおり
- 5 保守・点検
別紙4「保守・点検仕様書」のとおり
- 6 賃貸借期間
令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60か月）
※ なお、令和7年7月末までに施工を完了させ、7月中に試運転を行った上で、賃貸借期間開始までに正常かつ良好に稼働する状態にすること。
- 7 条件変更等
 - (1) 工事の施工にあたり、「設置施設・機器一覧」、「施工仕様書」及び「設置図等」（以下「施工仕様書等」という。）に明示された内容により施工ができない等の状況が生じた場合は、協議のうえ内容を変更する。
 - (2) 前項の規定により「施工仕様書等」の変更が必要な場合は、「施工仕様書等」の変更を行う。
 - (3) 前項の規定により「施工仕様書等」の変更を行った場合で必要と認める場合は契約金額を変更する。なお、契約金額の変更は、契約締結時に提出する別紙5「詳細内訳書」に基づき協議するものとする。
- 8 支払方法
毎月払いとし、前月の使用期間経過及び検査終了後、受注者の請求に基づき支払う。

9 賃貸借期間終了後の扱い

賃貸借期間終了後は大田区（以下「区」という。）へ無償譲渡するものとする。

10 その他

- (1) 本業務実施に伴い知り得た事項は、契約期間中及び終了後であっても第三者に漏らしてはならない。また、資料等も本業務の目的以外には使用しないこと。
- (2) 公租公課は受注者の負担とするが、固定資産税については不要とする。
- (3) 本仕様書及び別紙の内容及び記載がない事項について疑義が生じたときは、区と十分協議の上決定するものとする。
- (4) 賃貸借物品が材料の不良又は施工の不備等により故障及び破損した場合は、受注者の負担と責任において速やかに修理、交換を行うこと。
- (5) 天災その他の不可抗力によって発生する、修繕及び調整に関わる損害費用については、動産総合保険・普通約款（地震免責）で補償される範囲を除き、区が負担するものとする。
- (6) 受注者は常に善良なる管理者の責任を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、区に適宜報告すること。
- (7) 本契約には借入物件の動産総合保険も含むものとする。